

令和4年度 第5回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録

1 日 時

令和4年9月14日（水） 14時00分～15時30分

2 場 所

上川合同庁舎 1階 103号会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 大 野 剛 志（旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 学科長・教授）

特別委員 富 田 秀 彦（道北振興株式会社顧問）

特別委員 今 野 浩 明（公益財団法人北海道対がん協会旭川がん検診センター事務長）

特別委員 富 樫 巖（旭川工業高等専門学校名誉教授）

特別委員 遠 藤 孝 夫（育英館大学情報メディア学部教授）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課課長 水口 祐司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興） 宮本 真弥

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 加藤 正和

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 佐藤 佳那

留萌振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 楠野 晋一

留萌振興局産業振興部商工労働観光課主事 三宅 啓太

4 審議事項

なし

5 議事要旨

- (1) 事務局から（仮称）ザ・ビッグ永山店に関する届出の概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

- 物販店舗①について、届出書の平面図に記載されている売り場以外の場所については全てバックヤードと認識して良いか。バックヤードは各部屋に分かれていると思うが、名称が記載されていない。特に調理室からの悪臭による問題が多いと考えられるため、各部屋の名称を記載すべきだと考える。

バックヤードの各部屋の名称について、追加資料を配布。

図右側に記載しております惣菜作業室及び米飯作業室が調理場となっており、排気①②から排出されることとなりますが、当該排気設備については屋上に設置することで近隣住宅への影響の低減について配慮しております。

- 駐車場の設置台数について、172台とは現在建設されている店舗面積（店舗①、②）に係る台数での算出か。

届出書 P14 にて物販店舗の面積を用い、145台の必要駐車台数を算定しておりますが、非物販店舗での使用についても考慮の上、172台の設置台数としております。

また、178台の従業員駐車場も設けているため、十分な駐車台数を確保しております。

イ 質疑・確認

(部会長) この届出案件について、意見・質問等はないか。なければ(仮称)ザ・ビッグ永山店の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) 別紙(仮称)ザ・ビッグ永山店のとおり答申することに決定する。

(2) 事務局からケーズデンキ旭川春光店に関する届出の概要は、別紙「審議案件に関する概要」等のとおりである旨、説明を行った後、次の発言があった。

(部会長) この届出案件について、意見・質問等はないか。なければケーズデンキ旭川春光店の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) 別紙ケーズデンキ旭川春光店のとおり答申することに決定する。

(3) 事務局からツルハドラッグ天塩店に関する届出の概要は、別紙「審議案件に関する概要」等のとおりである旨、説明を行った後、次の質疑、発言があった。

(A 委員) 町道に面している出入口③について、丁字路の交差点付近に設置される計画となっている。駐車場の整備についてはまだ完了していないということで良いか。

(事務局) そのとおり。

(A 委員) それであれば改善する余地があるのではないかと考える。

駐車場の出入口を整備する際、交差点から5 m以上の距離を取る必要がある。

建設基準法施行条例では、交差点から5 mの範囲には出入口の設置が禁止されている。駐車場法でも同様に5 mの規制がある。建設基準法では、車庫の面積が50㎡を超えると、この規制がかかる。台数で言うと、3～4台が駐車できるスペース。駐車場法では500㎡以上の駐車場が対象となる。なぜ交差点では規制が設けられているかという、と、事故等色々な面を配慮してのことだと考える。建築基準法・駐車場法ともに規制対象外ではあるが、規制の意味を考えると、関係法令に則した運用をすべきである。どうしても交差点出入口付近に設置しなければいけないのか。

図では交差点の中に出入口が設置されるように見える。5 mは最低基準であるため、5 m以上の距離をとることは条件ではあるが、可能であれば交差点からの距離を少しとれないだろうか。

(部会長) 質問のあったことについて、留萌振興局より回答をお願いします。

(事務局) 事前にご質問をいただいていたため、交差点の端から出入口までの距離を実測したところ、最低基準である5 mの距離は確保されておりました。

(A 委員) 法令上は5 m以上となっているが、5 mは最低基準であるため、距離をとれるようであれば、できる限り交差点から離れた位置に整備して欲しい。

あくまで5 mの基準というのは、最低基準であるため、ずらせるようであれば、できる限り交差点から離れた位置に出入口を整備して欲しい。

(事務局) 法令上は基準を満たしているため、強制はできないが、ご意見のあったことについては、設置者に確認いたします。

(部会長) この届出案件について、意見・質問等はないか。なければツルハドラッグ天塩店の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員) 異議なし。

(部会長) 別紙ツルハドラッグ天塩店のとおり答申することに決定する。

(4)「ネクステージ旭川店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出についての事務的説明

(5)事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次の開催日程は10月18日(火)を予定していることを報告した。

6 非公開の理由

届出事項についての事務的説明のみであるため(平成17年6月2日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取扱いについて」による)。